

総社市訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

総社市広報そうじゃ発行規程等の一部を次のように改正する。

令和7年3月10日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市広報そうじゃ発行規程の一部改正)

第1条 総社市広報そうじゃ発行規程(平成17年総社市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第6条 広報に関する事務は、 <u>政策調整課</u> において処理する。 第7条 各課長(所長、室長、局長その他これらに相当する職を含む。)は、 広報掲載事項を取りまとめ、所定の期日までに <u>政策調整課長</u> に送付するものとする。	第6条 広報に関する事務は、 <u>市政情報課</u> において処理する。 第7条 各課長(所長、室長、局長その他これらに相当する職を含む。)は、 広報掲載事項を取りまとめ、所定の期日までに <u>市政情報課長</u> に送付するものとする。

(総社市出張所処務規程の一部改正)

第2条 総社市出張所処務規程(平成17年総社市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(山手出張所等における専決事項及び代決) 第2条 略 2 略	(山手出張所等における専決事項及び代決) 第2条 略 2 略

改 正 後	改 正 前
<p>3 前項の場合及び事案が市長、副市長又は部長の決裁に係る場合には、<u>ワンストップ課長</u>を経由するものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(山手出張所等における文書処理)</p> <p>第5条 山手出張所等における文書の処理については、総社市文書規程（平成17年総社市訓令第13号。以下「文書規程」という。）の例による。この場合において、文書規程中「課長」とあるのは「出張所長」と、「課のかしら文字」とあるのは「山出」又は「清出」と読み替えるとともに、市長、副市長、<u>あたたか市民部長</u>の決裁となるものについては、<u>ワンストップ課長</u>を経由するものとする。</p>	<p>3 前項の場合及び事案が市長、副市長又は部長の決裁に係る場合には、<u>市民課長</u>を経由するものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(山手出張所等における文書処理)</p> <p>第5条 山手出張所等における文書の処理については、総社市文書規程（平成17年総社市訓令第13号。以下「文書規程」という。）の例による。この場合において、文書規程中「課長」とあるのは「出張所長」と、「課のかしら文字」とあるのは「山出」又は「清出」と読み替えるとともに、市長、副市長、<u>市民生活部長</u>の決裁となるものについては、<u>市民課長</u>を経由するものとする。</p>

(総社市防火管理規程の一部改正)

第3条 総社市防火管理規程（平成17年総社市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員会の組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び政策監を、委員は総合政策部長、総務部長、<u>危機管理監</u>、<u>あたたか市民部長</u>、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長、教育部長、議会事務局長及び<u>危機管理課長</u>並びに消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により定めた防火管理者（以下「防火管理者」という。）をもって充てる。</p>	<p>(委員会の組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び政策監を、委員は総合政策部長、総務部長、<u>市民生活部長</u>、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長、教育部長、議会事務局長及び<u>危機管理室長</u>並びに消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により定めた防火管理者（以下「防火管理者」という。）をもって充てる。</p>

(総社市事務決裁規程の一部改正)

第4条 総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この

条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後						改正前					
別表(第13条関係) 1 人事に関する事項						別表(第13条関係) 1 人事に関する事項					
事項	副市長	部長	課長	合議	摘要	事項	副市長	部長	課長	合議	摘要
略						略					
2 病気休暇及び特別休暇等の承認、育児休暇及び育児休業の承認に関すること。	同上	同上	同上	職員課長(消防本部及び消防署にあっては、消防総務課長)	人間ドック受診及び勤続表彰等に係る特別休暇の承認は、上記1の区分による。	2 病気休暇及び特別休暇等の承認、育児休暇及び育児休業の承認に関すること。	同上	同上	同上	総務課長(消防本部及び消防署にあっては、消防総務課長)	人間ドック受診及び勤続表彰等に係る特別休暇の承認は、上記1の区分による。
3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、		3 旅行命令及びその復命に関すること。				研修に係る復命のみ、	
(1) 県内	部長	次長課長(相当職を含む。)非常勤特別職	課長補佐(相当職を含む。)以下会計年度任用職員(一般行政事務(事務補助)を除く。)	職員課長(消防本部及び消防署にあっては、消防総務課長)	研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長は職員課長(消防本部及び消防署にあっては、課長は消防総務課長)旅行命令(依	(1) 県内	部長	次長課長(相当職を含む。)非常勤特別職	課長補佐(相当職を含む。)以下会計年度任用職員(一般行政事務(事務補助)を除く。)	日本一 <u>優しい市役所推進室</u> 長(消防本部及び消防署にあっては、消防総務課長)	研修に係る旅行命令は、部長は総務部長、課長は日本一 <u>優しい市役所推進室</u> 長(消防本部及び消防署にあっては、課長は消防総務課

改正後					改正前						
(2) 県外(外国旅行を除く。)	部長 非常勤 特別職	次長以下 会計年度任用職員(一般行政事務(事務補助)を除く。)			頼)書は主務課長(別に旅行依頼について, 決裁を得たものに限る。)	(2) 県外(外国旅行を除く。)	部長 非常勤 特別職	次長以下 会計年度任用職員(一般行政事務(事務補助)を除く。)			長) 旅行命令(依頼)書は主務課長(別に旅行依頼について, 決裁を得たものに限る。)
4 旅行依頼に関すること。	○					4 旅行依頼に関すること。	○				
5 所属職員の各係への配置に関すること。		○				5 所属職員の各係への配置に関すること。		○			
6 所属職員の事務分担を定めること。			○			6 所属職員の事務分担を定めること。			○		
略					略						
2及び3 略					2及び3 略						
4 個別的な事務に関する事項					4 個別的な事務に関する事項						
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項		部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項			
総合政策部	1 重要施策に関する基本方針の樹立のための調査に関すること。 2 新市まちづくり計画に関する重要なこと。 3 合併後の総合調整に関する重要なこと。	政策調整課	1 重要施策に関する資料の調査及び収集に関すること。 2 新市まちづくり計画に関する軽易なこと。 3 合併後の総合調整に関する軽易なこと。		総合政策部	1 重要施策に関する基本方針の樹立のための調査に関すること。 2 新市まちづくり計画に関する重要なこと。 3 合併後の総合調整に関する重要なこと。	政策調整課	1 重要施策に関する資料の調査及び収集に関すること。 2 新市まちづくり計画に関する軽易なこと。 3 合併後の総合調整に関する軽易なこと。			

改正後			改正前		
	4 広報紙の発行，市勢要覧の発行及びその他広報に関する軽易なこと。		4 各種統計調査員の委嘱等に関すること。 5 諸統計の作成及び報告に関すること。 6 <u>世論の調査及び聴取に関すること。</u> 7 <u>定例的な広報広聴に関すること。</u>		4 各種統計調査員の委嘱等に関すること。 5 諸統計の作成及び報告に関すること。
				市政情報課	1 電子計算事務の調整に関する軽易なこと。 2 世論の調査及び聴取に関すること。 3 定例的な広報広聴に関すること。
総務部	1 条例，規則等の運用及び疑義事項の解明に関すること。 2 一時借入金の借入れに関すること。 3 市債の許可及び借入れに関すること。 4 普通交付税の算定に用いる資料の提出に関すること。 5 建設工事等の入札等に関すること。 6 市税等の納期限の延長及び滞納処分	総務課	1 文書の收受，発送，配布及び完結処理に関すること。 2 市議会の議決結果の通知等に関すること。 3 行政資料に関すること。	総務部	1 条例，規則等の運用及び疑義事項の解明に関すること。 2 一時借入金の借入れに関すること。 3 市債の許可及び借入れに関すること。 4 普通交付税の算定に用いる資料の提出に関すること。 5 建設工事等の入札等に関すること。 6 市税等の納期限の延長及び滞納処分
				総務課	1 文書の收受，発送，配布及び完結処理に関すること。 2 市議会の議決結果の通知等に関すること。 3 行政資料に関すること。 4 <u>通勤手当，扶養手当，住居手当及び児童手当の認定に関すること。</u> 5 <u>職員の福利厚生</u>

改正後				改正前			
	<p>執行に関する事。</p> <p>7 固定資産の価格の修正（地目訂正等理由が明確なものに限る。）に関する事。</p> <p>8 固定資産評価補助員に関する事。</p> <p>9 職員の研修実施に関する事。</p>				<p>執行に関する事。</p> <p>7 固定資産の価格の修正（地目訂正等理由が明確なものに限る。）に関する事。</p> <p>8 固定資産評価補助員に関する事。</p> <p>9 職員の研修実施に関する事。</p>		<p><u>及び共済制度に関する事。</u></p> <p><u>6 職員の相談に関する事。</u></p> <p><u>7 会計年度任用職員（一般行政事務（事務補助）に限る。）の任免に関する事。</u></p>
		職員課	<p>1 通勤手当，扶養手当，住居手当及び児童手当の認定に関する事。</p> <p>2 職員の福利厚生及び共済制度に関する事。</p> <p>3 職員の相談に関する事。</p> <p>4 会計年度任用職員（一般行政事務（事務補助）に限る。）の任免に関する事。</p>				
		略				略	
あたたか市民部	<p>1 自治組織等への支援に関する事。</p> <p>2 市民運動の啓発推進及びコミュニティに関する事。</p> <p>3 まちづくり協議会に関する重要な事。</p> <p>4 人権啓発事業の企</p>	ワンストップ課	<p>1 戸籍及び住民基本台帳に関する諸届書の受理及び転出証明書の発行等の処理に関する事。</p> <p>2 個人番号の通知及び個人番号カードの交付等に関する事。</p>	市民生活部	<p>1 自治組織等への支援に関する事。</p> <p>2 市民運動の啓発推進及びコミュニティに関する事。</p> <p>3 まちづくり協議会に関する重要な事。</p> <p>4 人権啓発事業の企</p>		

改正後		改正前	
<p>画立案及び連絡調整に関すること。</p> <p>5 住宅新築資金等貸付金及び生活改善資金の償還に関すること。</p> <p>6 生活交通体系の確保に関すること。</p> <p>7 交通安全運動の啓発推進に関すること。</p> <p>8 住居表示の啓発及び実施に関すること。</p> <p>9 <u>国民健康保険の被保険者に対する第三者加害行為に関すること。</u></p> <p>10 <u>国民健康保険資格確認書(特別療養)の交付に関すること。</u></p> <p>11 <u>電子計算事務の調整に関する重要なこと。</u></p>	<p>ること。</p> <p>3 公的個人認証サービスに関すること。</p> <p>4 戸籍及び住民票の謄抄本の交付に関すること。</p> <p>5 外国人住民の在留管理に関すること。</p> <p>6 印鑑の登録事務に関すること。</p> <p>7 旅券の発給に関すること。</p> <p>8 住民記録の電子計算機への入力及び入力資料の整備保管並びに連絡調整に関すること。</p> <p>9 人口動態に関すること。</p> <p>10 死産届の処理, 埋火葬許可証の交付及び斎場の使用許可に関すること。</p> <p>11 出張所に関すること。</p> <p>12 電話案内及び庁内の総合案内に関すること。</p> <p>13 住居表示を必要とする建物その</p>	<p>画立案及び連絡調整に関すること。</p> <p>5 住宅新築資金等貸付金及び生活改善資金の償還に関すること。</p> <p>6 生活交通体系の確保に関すること。</p> <p>7 交通安全運動の啓発推進に関すること。</p> <p>8 住居表示の啓発及び実施に関すること。</p>	

改正後				改正前			
			<p>他工作物の届出に関する事。</p> <p>14 国民健康保険に係る療養給付、療養費の審査請求及び支給に関する事。</p> <p>15 国民健康保険被保険者資格の認定に関する事。</p> <p>16 国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事。</p> <p>17 後期高齢者医療の資格確認書等の交付及び保険料の徴収に関する事。</p> <p>18 国民年金事務に関する諸届等の受理及び進達に関する事。</p>				
		日本一優しい市役所推進課	<p>1 自動車臨時運行の許可に関する事。</p> <p>2 漂流物及び得遺失物の処理に関する事。</p>				
		人権・まちづくり課	1 人権啓発事業に関する軽易な事。			人権・まちづくり課	1 人権啓発事業に関する軽易な事。



改正後				改正前			
			2 自治組織等の育成指導に関すること。 3 まちづくり協議会に関する軽易なこと。 4 コミュニティに関する軽易なこと。				2 自治組織等の育成指導に関すること。 3 まちづくり協議会に関する軽易なこと。 4 コミュニティに関する軽易なこと。
		略				略	
		デジタル推進課	電子計算事務の調整に関する軽易なこと。			市民課	1 戸籍及び住民基本台帳に関する諸届書の受理及び転出証明書の発行等の処理に関すること。 2 個人番号の通知及び個人番号カードの交付等に関すること。 3 公的個人認証サービスに関すること。 4 戸籍及び住民票の謄抄本の交付に関すること。 5 外国人住民の在留管理に関すること。 6 印鑑の登録事務に関すること。 7 旅券の発給に関すること。

改正後				改正前			
							8 住民記録の電子 計算機への入力及 び入力資料の整備 保管並びに連絡調 整に関する事 8 住民記録の電子 計算機への入力及 び入力資料の整備 保管並びに連絡調 整に関する事 9 人口動態に関す る事 9 人口動態に関す る事 10 死産届の処理、 埋火葬許可証の交 付及び斎場の使用 許可に関する事 10 死産届の処理、 埋火葬許可証の交 付及び斎場の使用 許可に関する事 11 自動車臨時運 行の許可に関する 事 11 自動車臨時運 行の許可に関する 事 12 出張所に関す る事 12 出張所に関す る事 13 電話案内及び 庁内の総合案内に 関する事 13 電話案内及び 庁内の総合案内に 関する事 14 住居表示を必 要とする建物その 他工作物の届出に 関する事 14 住居表示を必 要とする建物その 他工作物の届出に 関する事 15 漂流物及び得 遺失物の処理に関 する事 15 漂流物及び得 遺失物の処理に関 する事
略				略			
保健福祉部		健康増進課		保健福祉部	1 国民健康保険の被 保険者に対する第三 者加害行為に関する 事 1 国民健康保険の被 保険者に対する第三 者加害行為に関する 事 2 国民健康保険資格	健康医療課	1 国民健康保険に 係る療養給付、療 養費の審査請求及 び支給に関する事 1 国民健康保険に 係る療養給付、療 養費の審査請求及 び支給に関する事

改正後				改正前			
<p>1 各種健康診断及び予防接種の実施計画に関すること。</p> <p>2 保健衛生の啓発推進に関すること。</p> <p>3 社会福祉団体の育成指導に関すること。</p> <p>4 社会福祉施設の運営及び指導監督に関すること。</p> <p>5 民生委員，児童委員及び民生委員推薦会に関すること。</p> <p>6 社会福祉法人の指導監査等に関すること。</p> <p>7 社会福祉連携推進法人の指導監査等に関すること。</p> <p>8 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実施に関すること。</p> <p>9 在宅福祉支援事業の調整に関すること。</p> <p>10 要介護認定に関すること。</p> <p>11 介護保険料の徴収猶予，減額及び免</p>			<p>1 健康診査費用の免除に関すること。</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条に規定する医療保護入院に必要な市長の同意に関すること。</p> <p>3 高齢者の予防接種手帳の交付に関すること。</p>			<p><u>確認書（特別療養）の交付に関すること。</u></p> <p>3 各種健康診断及び予防接種の実施計画に関すること。</p> <p>4 保健衛生の啓発推進に関すること。</p> <p>5 社会福祉団体の育成指導に関すること。</p> <p>6 社会福祉施設の運営及び指導監督に関すること。</p> <p>7 民生委員，児童委員及び民生委員推薦会に関すること。</p> <p>8 社会福祉法人の指導監査等に関すること。</p> <p>9 社会福祉連携推進法人の指導監査等に関すること。</p> <p>10 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実施に関すること。</p> <p>11 在宅福祉支援事業の調整に関すること。</p> <p>12 要介護認定に関すること。</p> <p>13 介護保険料の徴収猶予，減額及び免</p>	<p>2 <u>国民健康保険被保険者資格の認定に関すること。</u></p> <p>3 <u>国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。</u></p> <p>4 <u>後期高齢者医療の資格確認書等の交付及び保険料の徴収に関すること。</u></p> <p>5 <u>国民年金事務に関する諸届等の受理及び進達に関すること。</u></p> <p>6 健康診査費用の免除に関すること。</p> <p>7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条に規定する医療保護入院に必要な市長の同意に関すること。</p> <p>8 高齢者の予防接種手帳の交付に関すること。</p>

改正後				改正前			
	<p>除に関する事。</p> <p>12 介護保険給付の利用者負担額の減額及び免除に関する事。</p> <p>13 介護保険給付の支払方法の変更及び一時差止めに関する事。</p> <p>14 要介護認定、介護保険料及び利用者負担額に係る不服申立てに関する事。</p> <p>15 介護保険給付の給付制限等に関する事。</p>		<p>等に関する事。</p> <p>2 災害に係る見舞金及び援護に関する事。</p> <p>3 在宅重度心身障害者に対する介護激励金の支給に関する事。</p> <p>4 障がい者福祉年金の支給に関する事。</p> <p>5 障害者医療費の給付に関する事。</p>		<p>除に関する事。</p> <p>14 介護保険給付の利用者負担額の減額及び免除に関する事。</p> <p>15 介護保険給付の支払方法の変更及び一時差止めに関する事。</p> <p>16 要介護認定、介護保険料及び利用者負担額に係る不服申立てに関する事。</p> <p>17 介護保険給付の給付制限等に関する事。</p>		<p>等に関する事。</p> <p>2 災害に係る見舞金及び援護に関する事。</p> <p>3 在宅重度心身障害者に対する介護激励金の支給に関する事。</p> <p>4 障害者福祉年金の支給に関する事。</p> <p>5 重度心身障害者医療費の給付に関する事。</p>
		略			略		
産業部	<p>1 農林水産業振興の指導及び計画に関する事。</p> <p>2 農業振興地域整備計画の軽微な変更に関する事。</p> <p>3 主要食糧の生産、需給計画及び予約売渡しに関する事。</p> <p>4 治山及び植林の計画に関する事。</p> <p>5 農林業土木事業に係る建設工事の計画に関する事。</p> <p>6 商工業振興及び観光の計画に関する事。</p>	農林課	<p>1 農作物の病虫害の予防指導及び措置に関する事。</p> <p>2 家畜の防疫指導及び措置に関する事。</p> <p>3 米麦等農作物の作況調査及び耕作台帳の整備に関する事。</p> <p>4 採取ほ場の設置及び種苗の配給に関する事。</p> <p>5 農林水産業者及び団体の指導に関する事。</p> <p>6 治山及び植林の</p>	産業部	<p>1 農林水産業振興の指導及び計画に関する事。</p> <p>2 農業振興地域整備計画の軽微な変更に関する事。</p> <p>3 主要食糧の生産、需給計画及び予約売渡しに関する事。</p> <p>4 治山及び植林の計画に関する事。</p> <p>5 農林業土木事業に係る建設工事の計画に関する事。</p> <p>6 商工業振興及び観光の計画に関する事。</p>	農林課	<p>1 農作物の病虫害の予防指導及び措置に関する事。</p> <p>2 家畜の防疫指導及び措置に関する事。</p> <p>3 米麦等農作物の作況調査及び耕作台帳の整備に関する事。</p> <p>4 採取ほ場の設置及び種苗の配給に関する事。</p> <p>5 農林水産業者及び団体の指導に関する事。</p> <p>6 治山及び植林の</p>

改正後			改正前			
<p>7 商店街商工組合の設立の認可及び解散等の命令に関すること。</p> <p>8 勤労者の福祉増進に関すること。</p> <p>9 企業の誘致及び立地に関すること。</p> <p>10 市指定重要文化財に係る届出及び現状変更に関すること。(軽易なものを除く。)</p> <p>11 開発事業に係る埋蔵文化財の取扱い及び調整に関すること。(1,000 m<sup>2</sup>以上)</p>		<p>実施に関すること。</p> <p>7 森林病虫害の駆除に関すること。</p> <p>8 有害鳥獣の駆除の許可に関すること。</p> <p>9 鳥獣飼養の許可及びヤマドリの販売許可に関すること。</p> <p>10 鳥獣捕獲報告書に関すること。</p> <p>11 森林施業に伴う立入調査の許可に関すること。</p> <p>12 林道の維持管理に関すること。</p> <p>13 ため池及び揚水施設等の維持管理に関すること。</p> <p>14 ため池及び揚水施設等の台帳設備に関すること。</p> <p>15 土地改良区の指導に関すること。</p>		<p>7 商店街商工組合の設立の認可及び解散等の命令に関すること。</p> <p>8 勤労者の福祉増進に関すること。</p> <p>9 企業の誘致及び立地に関すること。</p> <p>10 市指定重要文化財に係る届出及び現状変更に関すること。(軽易なものを除く。)</p> <p>11 開発事業に係る埋蔵文化財の取扱い及び調整に関すること。(1,000 m<sup>2</sup>以上)</p>		<p>実施に関すること。</p> <p>7 森林病虫害の駆除に関すること。</p> <p>8 有害鳥獣の駆除の許可に関すること。</p> <p>9 鳥獣飼養の許可及びヤマドリの販売許可に関すること。</p> <p>10 鳥獣捕獲報告書に関すること。</p> <p>11 森林施業に伴う立入調査の許可に関すること。</p> <p>12 林道の維持管理に関すること。</p> <p>13 ため池及び揚水施設等の維持管理に関すること。</p> <p>14 ため池及び揚水施設等の台帳設備に関すること。</p> <p>15 土地改良区の指導に関すること。</p>
	文化財課	<p>1 市指定重要文化財に係る届出及び現状変更に関すること。(軽易なものに限る。)</p> <p>2 文化財の取扱い</p>				

改正後				改正前			
			<p>及び調整・連絡に関すること。</p> <p>3 文化財に関する軽易な行事，講習会，研究会等に関すること。</p> <p>4 開発事業に係る埋蔵文化財の取扱い及び調整に関すること。(1,000 m<sup>2</sup>未満)</p>				
		観光プロジェクト課	<p>1 観光資源の調査に関すること。</p> <p>2 観光施設等の維持管理に関すること。</p> <p>3 観光の宣伝及び観光客の誘致に関すること。</p> <p>4 関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>5 高間キャンプ場の使用許可に関すること。</p>			観光プロジェクト課	<p>1 観光資源の調査に関すること。</p> <p>2 観光施設等の維持管理に関すること。</p> <p>3 観光の宣伝及び観光客の誘致に関すること。</p> <p>4 関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>5 高間キャンプ場の使用許可に関すること。</p> <p>6 <u>市指定重要文化財に係る届出及び現状変更に関すること。(軽易なものに限る。)</u></p> <p>7 <u>文化財の取扱い及び調整・連絡に関すること。</u></p>

改正後				改正前			
							8 <u>文化財に関する軽易な行事，講習会，研究会等に関すること。</u>
							9 <u>開発事業に係る埋蔵文化財の取扱い及び調整に関すること。(1,000㎡未満)</u>
		略				略	
略				略			
備考 略				備考 略			

(総社市職員任用規程の一部改正)

第5条 総社市職員任用規程（平成17年総社市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(委員会の組織等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 委員長は副市長，副委員長は政策監及び教育長，委員は総務部長及び<u>職員課長</u>をもって充てる。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(委員会の組織等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 委員長は副市長，副委員長は政策監及び教育長，委員は総務部長及び<u>総務課長</u>をもって充てる。</p> <p>3～5 略</p>

(総社市職員職名規程の一部改正)

第6条 総社市職員職名規程（平成17年総社市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>部長, 参与, 検査参与, <u>危機管理監</u>, 次長, 館長, 課(所, 園, 室, 場, 局, センター)長, 課(室)長代理, 主幹, 社会教育主幹, 課(所, 園, 室, 場, 局, センター)長補佐, 係長, 主査, 主任, 主事, 社会教育主事, 社会福祉士, 技師, 保育士, 保健師, 作業療法士, 理学療法士, 看護師, 栄養士, 生活相談員, 支援員, 自動車運転手, 業務員, 学芸員, 司書及び調理員</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>部長, 参与, 検査参与, 次長, 館長, 課(所, 園, 室, 場, 局, センター)長, 課(室)長代理, 主幹, 社会教育主幹, 課(所, 園, 室, 場, 局, センター)長補佐, 係長, 主査, 主任, 主事, 社会教育主事, 社会福祉士, 技師, 保育士, 保健師, 作業療法士, 理学療法士, 看護師, 栄養士, 生活相談員, 支援員, 自動車運転手, 業務員, 学芸員, 司書及び調理員</p>

(総社市職員分限懲戒等審査会規程の一部改正)

第7条 総社市職員分限懲戒等審査会規程(平成17年総社市訓令第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(会務の処理)</p> <p>第5条 審査会の事務は、<u>職員課</u>において処理する。</p>	<p>(会務の処理)</p> <p>第5条 審査会の事務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>

(総社市自動車事故等処理規程の一部改正)

第8条 総社市自動車事故等処理規程(平成17年総社市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(審査会等)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(審査会等)</p> <p>第2条 略</p>



改 正 後	改 正 前
<p>2 前項の場合において、事務処理のため特に必要があると認めるときは、市長は、<u>職員課長</u>に必要な調査を命ずるものとする。</p> <p>(委員) 第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1)～(3) 略 (4) <u>あたたか市民部長</u> (5)～(10) 略 (11) <u>職員課長</u> (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略</p> <p>2 略</p> <p>(庶務) 第12条 審査会の庶務は、<u>職員課</u>において処理する。</p>	<p>2 前項の場合において、事務処理のため特に必要があると認めるときは、市長は、<u>総務課長</u>に必要な調査を命ずるものとする。</p> <p>(委員) 第6条 第4条第1項に規定する委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1)～(3) 略 (4) <u>市民生活部長</u> (5)～(10) 略</p> <p>(11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略</p> <p>2 略</p> <p>(庶務) 第12条 審査会の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>

(総社市職員表彰規程の一部改正)

第9条 総社市職員表彰規程（平成17年総社市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 略 2 略 3 審査員は、総合政策部長、<u>あたたか市民部長</u>、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。</p> <p>第8条 審査の庶務は、<u>職員課</u>において処理する。</p>	<p>第6条 略 2 略 3 審査員は、総合政策部長、<u>市民生活部長</u>、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。</p> <p>第8条 審査の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>

改 正 後	改 正 前

(総社市職員研修委員会規程の一部改正)

第10条 総社市職員研修委員会規程(平成17年総社市訓令第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(会務の処理)</p> <p>第5条 委員会の事務は、<u>職員課</u>において処理する。</p>	<p>(会務の処理)</p> <p>第5条 委員会の事務は、<u>日本一優しい市役所推進室</u>において処理する。</p>

(総社市電子計算機管理運用規程の一部改正)

第11条 総社市電子計算機管理運用規程(平成21年総社市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理体制)</p> <p>第3条 本市におけるすべてのネットワーク、情報処理システム及び情報資産の取扱いに係る事務を統括する最高責任者として、最高情報統括責任者を置き、<u>あたたか市民部長</u>をもって充てる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(業務の委託等)</p> <p>第8条 業務所管課の長は、電子計算機処理を伴う業務を外部に委託するときは、契約書に、総社市契約規則(平成17年総社市規則第45号)第16条に規定するもののほか、次の各号に掲げるデータの保護に関する事項を明記するとともに、当該契約の相手方から当該事項を遵守する旨の契約書等を提出させなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(管理体制)</p> <p>第3条 本市におけるすべてのネットワーク、情報処理システム及び情報資産の取扱いに係る事務を統括する最高責任者として、最高情報統括責任者を置き、<u>総合政策部長</u>をもって充てる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(業務の委託等)</p> <p>第8条 業務所管課の長は、電子計算機処理を伴う業務を外部に委託するときは、契約書に、総社市契約規則(平成17年総社市規則第45号)第16条に規定するもののほか、次の各号に掲げるデータの保護に関する事項を明記するとともに、当該契約の相手方から当該事項を遵守する旨の契約書等を提出させなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4) 特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この条において「番号法」という。))第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイル 2及び3 略</p>	<p>(4) 特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この条において「番号法」という。))第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル 2及び3 略</p>

(総社市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正)

第12条 総社市新型インフルエンザ等対策本部規程(平成25年総社市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(連絡会議の組織)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 会長に保健福祉部長, 副会長には<u>健康増進課長</u>をもって充てる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 本部及び連絡会議の庶務は, <u>健康増進課</u>において処理する。</p>	<p>(連絡会議の組織)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 会長に保健福祉部長, 副会長には<u>健康医療課長</u>をもって充てる。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 本部及び連絡会議の庶務は, <u>健康医療課</u>において処理する。</p>

(総社市指名選定及び契約審査委員会規程の一部改正)

第13条 総社市指名選定及び契約審査委員会規程(平成28年総社市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>

改 正 後	改 正 前
第3条 略 2 略 3 委員は、総合政策部長、総務部長、 <u>あたたか市民部長</u> 、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。	第3条 略 2 略 3 委員は、総合政策部長、総務部長、 <u>市民生活部長</u> 、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長をもって充てる。

(総社市デジタルで人にやさしいまち推進本部設置規程の一部改正)

第14条 総社市デジタルで人にやさしいまち推進本部設置規程（令和6年総社市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 略 2 略 3 本部員は、総合政策部長、総務部長、 <u>あたたか市民部長</u> 、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長及び教育部長をもって充てる。 4 略  (庶務) 第7条 本部の庶務は、 <u>デジタル推進課</u> において処理する。	(組織) 第3条 略 2 略 3 本部員は、総合政策部長、総務部長、 <u>市民生活部長</u> 、文化スポーツ部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長及び教育部長をもって充てる。 4 略  (庶務) 第7条 本部の庶務は、 <u>デジタル化推進室</u> において処理する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。